

特定非営利活動法人 コミュニティ サポートセンター神戸

定 款



特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 定款

第1章 総 則	第1条から第2条
第2章 目 的 及 び 事 業	第3条から第5条
第3章 会 員	第6条から第11条
第4章 役 員 及 び 職 員	第12条から第19条
第5章 総 会	第20条から第29条
第6章 理 事 会	第30条から第37条
第7章 資 産 及 び 会 計	第38条から第47条
第8章 定款の変更、解散及び合併	第48条から第51条
第9章 公 告 の 方 法	第52条
第10章 雑 則	第53条

付 則

特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の主たる事務所を、兵庫県神戸市東灘区に置く。

2 活動の必要に応じて従たる事務所を必要な場所に置くことができるものとする。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、地域の人による地域のための市民活動や市民事業を支援し、地域の活性化に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動及び市民事業の起業と支援
- (2) 組織運営の支援
- (3) 地域活性化の事業
- (4) 職業紹介事業
- (5) 「介護サービス情報の公表」調査事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 6 条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同し、共に活動することを目的に会費を納め、入会した個人。
- (2) 賛助会員
この法人の目的、活動に賛同し、会費を納め事業を支援する個人、法人、団体。
- (3) ボランティア会員
この法人の事業に協力する目的でボランティア登録した個人、法人、団体。

2. 正会員、賛助会員は総会において、別に定める会費をおさめなければならない。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、それを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
ただし、正会員については理事会の承諾を得なければならない。

3. 理事長は、第1項の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に基づき退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第10条に基づき除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届けを理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。
この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費、及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

理事	3名以上7名以内
監事	2名

2. 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局を置く。事務局には職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の変更
- (8) その他運営に関する重要事項

2. 前項に掲げる以外は、理事会において決議するものとする。

(開催)

第 23 条 通常総会は、予算総会と決算総会の毎年 2 回を開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、
その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、
押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招
集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14
日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を
もって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事
項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び主席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができ。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定 款 の 変 更、解 散 及 び 合 併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 兵庫県知事による設立認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に、かかげる者のうち、類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次にかかげる者とする。

理事長	中村	順子
副理事長	内橋	京子
理事	荒巻	順一
同	今田	忠
同	村戸	靖男
監事	中西	利昭
同	榎本	洋一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	年会費 1 口	10,000 円
(2) 賛助会員	法人・団体	年会費 1 口	10,000 円
	個人	年会費 1 口	3,000 円